

# 屋外広告物のルールを守りましょう

～ 良好な景観づくりに向けて～



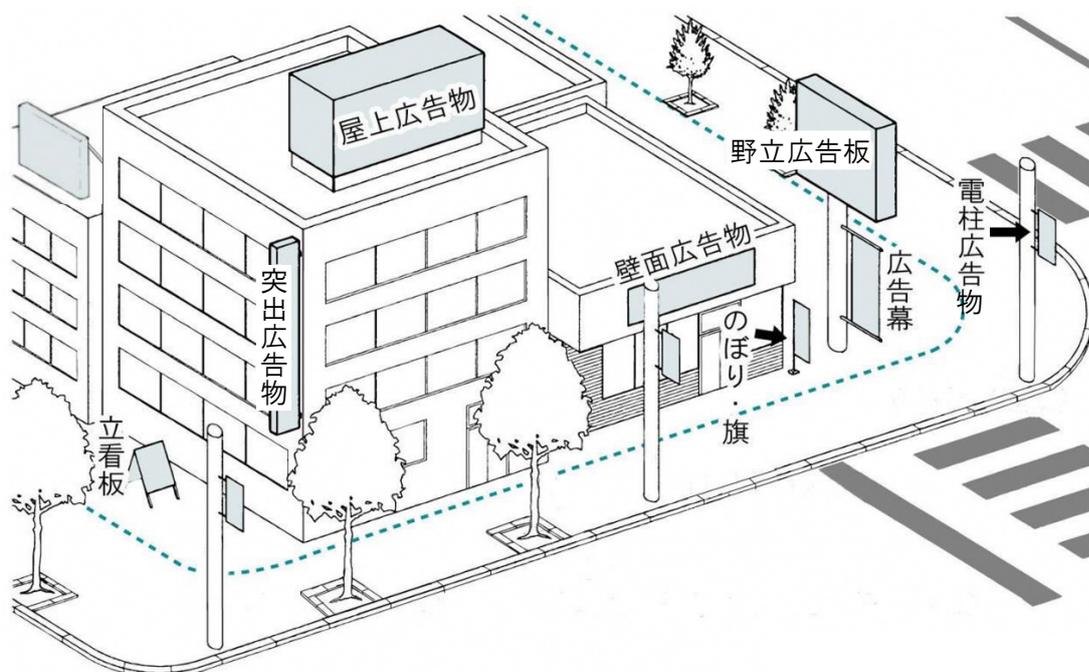
屋外広告物は、わたしたちに様々な情報を提供するという役割を担っているとともに、まちの景観をかたち作る重要な要素でもあります。

周囲と調和した良好な景観づくりを推進するためには、屋外広告物の適正管理を行っていくことが必要です。

草津市では、『草津市屋外広告物条例』に定めるルールに基づいて、良好な景観の保全や創出に取り組んでいきます。

## 1 屋外広告物とは

屋外広告物（※1）とは、屋外で公衆に向けて、常時または一定期間継続して表示される広告物です。ポスターや立看板、のぼり旗、広告板など、たくさんの屋外広告物が身近に設置されています。店舗などの名称やサービス内容、シンボルマークや写真など、広告物にはいろいろな内容が表示されていますが、これらの情報が有効に活用されるように、一定のルールのもとで屋外広告物を設置し、また適正に管理していくことが大切です。



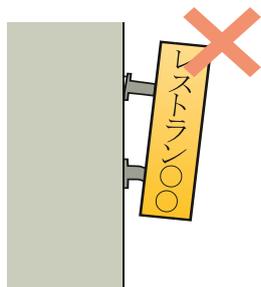
※1：屋外に掲出されたものを指します。建築物の窓ガラス等、内側から貼られたものは屋外広告物に該当しません。

## 2 禁止広告物

次の項目に該当する屋外広告物は、掲出することができません。

また、交通安全の妨げになるため道路（歩道も含む）上に屋外広告物を掲出することはできません。

- 著しく汚染し、たい色し、または塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、または老朽化したもの
- 倒壊または落下のおそれのあるもの
- 信号機または道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるようなもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



〈落下のおそれがあるもの〉



〈塗料のはく離しているもの〉

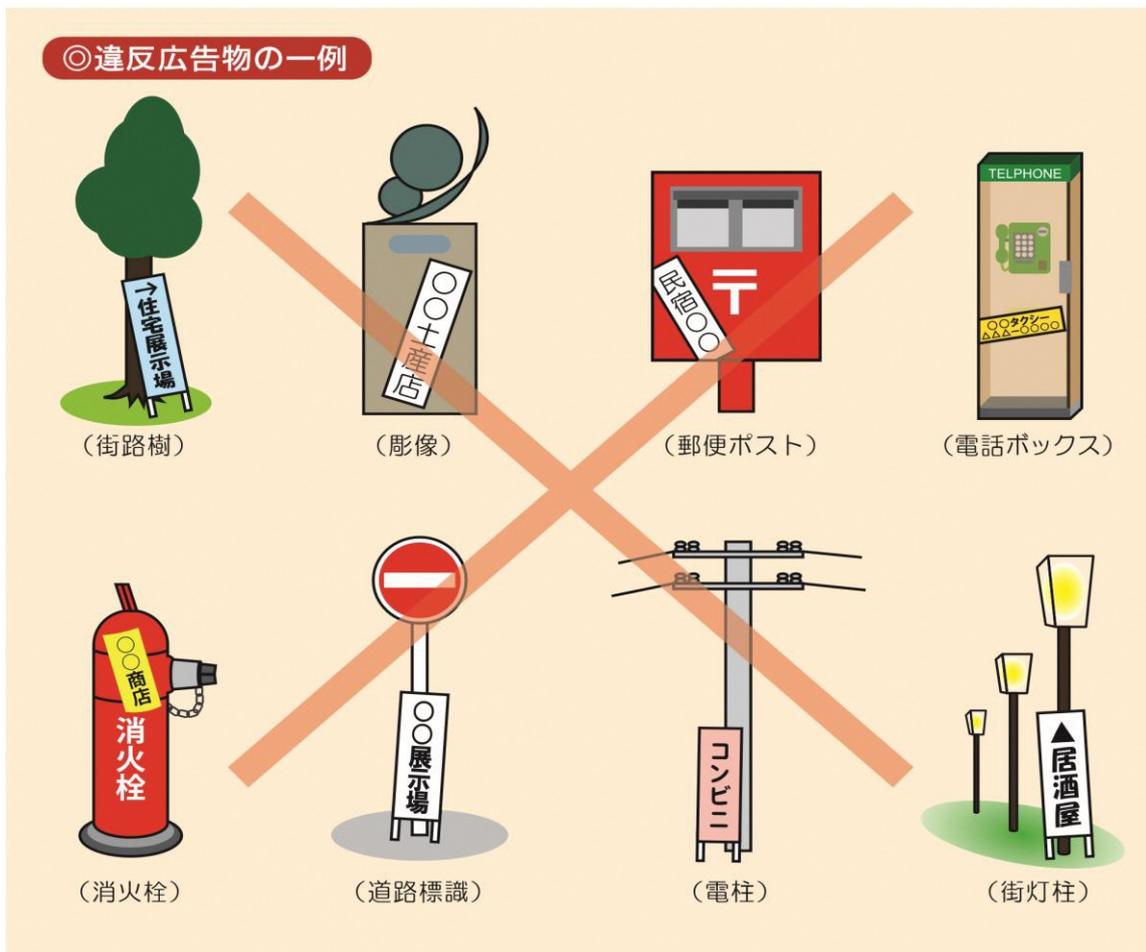


〈道路標識に類似しているもの〉

### 3 禁止物件

次の項目に該当する物件には、屋外広告物を掲出することはできません。

- 橋りょう、トンネル、高架構造物および分離帯
- 街路樹および路傍樹ならびにこれらの支柱
- 彫像および記念碑の類
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物および景観重要樹木
- 公用または公共用の石垣、擁壁の類
- 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所および路上変電塔
- 信号機、道路標識および交通安全施設、駒止めの類ならびに里程標の類
- 消火栓、防火水槽およびその防護さく、火災報知機ならびに火の見やぐら
- 送電用鉄塔、送受信塔および照明塔
- 煙突、ガスタンク、水道タンクその他のタンク類
- 道路の路面
- 電柱、街灯柱、その他これに類するもの（はり紙、はり札、立看板、広告旗のみ禁止）



# 4 許可申請が必要な広告物

屋外広告物を掲出する場合、地域や広告物の種類によって、許可が必要な場合があります。

地域	禁止地域1	禁止地域2	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	モデル地区	本陣地区
各地域の範囲	景観計画に定める琵琶湖岸ゾーン	第1・2種低層住居専用地域、風致地区、指定文化財の周囲50m、史跡名勝天然記念物の指定範囲、琵琶湖国定公園特別地域、景観計画に定める河川・緑軸、名神・新名神高速道路、都市公園	草津市景観計画で定める幹線道路軸または県道大津能登川長浜線の道路境界から30m以内、鉄道から100m以内、名神・新名神高速道路または東海道新幹線から500m以内の地域	第1種許可地域およびモデル地区、本陣地区以外の地域	第1種許可地域および第2種許可地域のうち、住居系用途地域(※1)の地域	都市計画道路大江霊仙寺線のうち、供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30m以内の地域	草津市景観計画で定める東海道草津宿本陣通り景観形成重点地区内の地域
自家用広告物	総面積が5㎡を超える場合は許可申請が必要		総面積が10㎡を超える場合は許可申請が必要			総面積が5㎡を超える場合は許可申請が必要 総面積が5㎡以下の場合は届出が必要	総面積が10㎡を超える場合は許可申請が必要 総面積が10㎡以下の場合は届出が必要
非自家用広告物 (野立広告物)	設置できません(※2)		設置できません(※2)	すべて許可が必要	すべて許可が必要 また、第3種許可地域のうち第1種許可地域と重複する地域では、原則として設置できません。(※2)	設置できません(※2)	設置できません(※3)
非自家用広告物 (野立広告物以外)			すべて許可が必要		すべて許可が必要		

※1：都市計画法に基づく第1種および第2種中高層住居専用地域、第1種および第2種住居地域、第1種低層住宅専用地域を指します。

※2：「案内図板」は許可を受けて設置できます。

※3：草津一丁目、草津二丁目、草津三丁目に所在地のある事業所等への「案内図板」は許可を受けて設置できます。

## ● 広告物の種類 (用途別)

### ■ 自家用広告物とは

- 自己の氏名、名称、店名、商標等または自己の事業、営業内容や、自己の住所または事業所、営業所などに表示するもの

### ■ 非自家用広告物とは

- 自家用広告物以外の屋外広告物

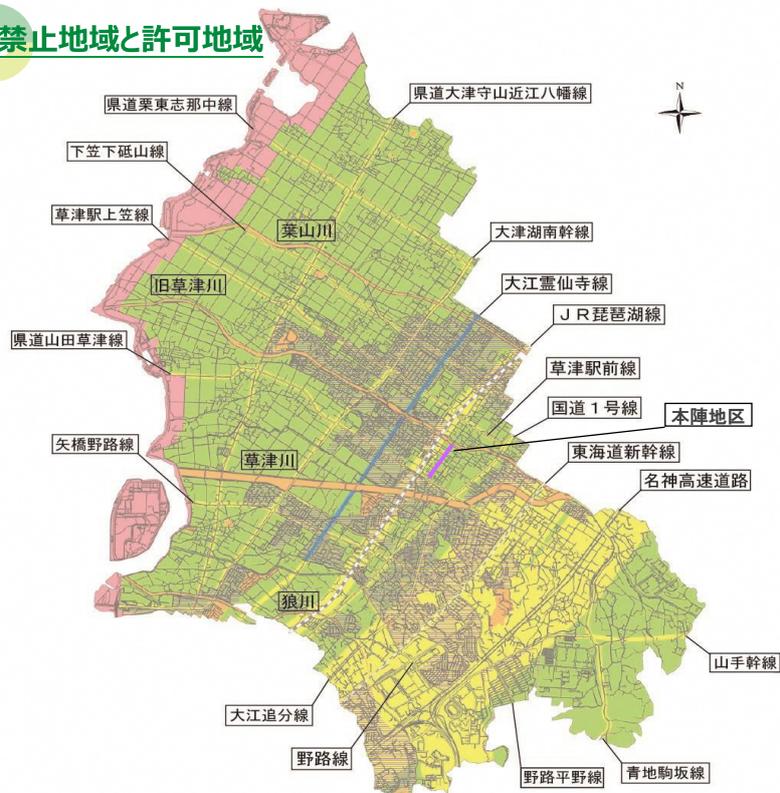
### ■ 案内図板とは

- 表示面積の40%以上が地図や矢印、案内内容であるもの



この部分が40%以上

## ● 禁止地域と許可地域



凡例	禁止地域1	禁止地域2	モデル地区	本陣地区
	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	

※この図は概略図です。

地域の範囲について、詳細は都市計画課に備え付けの図書でご確認ください。

全ての地域・全ての広告物について、以下の共通基準があります。

- (1) 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
- (2) 原則として表示面の下地の色は、黒（※1）および高彩度色（※2）を使用しないこと。
- (3) 表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。
- (4) 蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- (5) 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。
- (6) ネオンサインまたはこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

※1：黒（N：無彩色）の基準について、明度3.0未満を黒としています。

※2：高彩度色の基準について、彩度13.0を超えるものを高彩度色としています。

## ■ 自家用広告物の許可基準

地域		禁止地域1	禁止地域2	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	モデル地区	本陣地区	
総量規制		15㎡（※1）			—————		15㎡（※1）	—————	
色彩		原則として、地色は黒および高彩度色を使用しない （鮮やかな色を使う場合は、強調する部分に用いてください。）					P7の表1・表2参照	P7の表3・表4参照 （※2）	
形態	面積	—————					1面あたり15㎡以下 野立広告物のみの総量 30㎡以下	—————	
	野立広告板 野立広告塔	表示面の幅 幅4.5m以下 （※1）	—————				幅4.5m以下	幅4.5m以下	
	高さ	10m以下		20m以下		10m以下		6m以下（※3）	
	個数	—————					高さ4.5mを超える ものは1基まで	—————	
ごとの	壁面広告物	面積 壁面の面積 ×1/4以下	壁面の面積 ×1/3以下	壁面の面積 ×1/2以下		壁面の面積 ×1/3以下	壁面の面積 ×1/4以下	1階および2階の 壁面の面積 ×1/4以下（※4）	
	高さ等	壁面からはみ出さない							
規制	突出広告物	突出幅	取付壁面から1.5m以内かつ官民境界から1m以内					取付壁面から1.5m以内 かつ道路にはみ出さない	
		上端の 高さ	取付壁面の高さを超えない					取付壁面の高さを超えない （※5）	
	下端の 高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上					—————		
屋上広告物	高さ等	設置できません	地上から設置箇所 までの高さ×2/3 かつ3m以下 建物の幅をはみ出 さないこと	地上から設置箇所 までの高さ×2/3 かつ20m以下 建物の幅をはみ出 さないこと		地上から設置箇所 までの高さ×2/3 かつ10m以下 建物の幅をはみ出 さないこと	設置できません	1階の屋上に限る	

※1：都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種および第2種低層住居専用地域を除く）はこの限りではありません。

※2：支柱、枠、板面の裏側の色彩は、建築物の色彩と同系色とするなど、景観と調和する色彩としてください。また、動画を表示するもの、点滅や回転するもの（警告用は除く）は設置できません。

※3：通りに連続する屋根・壁面線の位置から突出することはできません。

※4：3階以上の壁面は、建物名称および建物の管理に必要な表示に限ります。

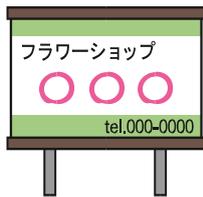
※5：3階以上の壁面には設置できません。

■非自家用広告物の許可基準

地域		禁止地域1	禁止地域2	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	モデル地区	本陣地区		
色彩				原則として、地色は黒及び高彩度色を使用しない (鮮やかな色を使う場合は、強調する部分に用いてください。)						
形態 ごとの 規制	野立広告板	面積等	設置 できません	設置 できません	設置 できません	第3種許可地域の うち、第1種許可 地域と重複する地 域では設置できま せん。 また、第2種許可 地域と重複する地 域では、第2種許 可地域の基準を適 用します。	設置 できません	設置 できません		
		高さ								
	野立広告塔	面積等								
		高さ								
	壁面広告物	面積							壁面の面積×1/2	壁面の面積×1/3
		高さ等							壁面からはみ出さない	
突出広告物	突出幅	取付壁面から1.5m以内 かつ官民境界から1m以内								
	上端の高さ	取付壁面の高さを超えない								
	下端の高さ	【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上								
屋上広告物	高さ等	地上から設置箇所までの高さ×1/2 かつ10m以下 建物の幅をはみ出さないこと	地上から設置箇所 までの高さ×1/2 かつ5m以下 建物の幅をはみ出 さないこと							

◆ 第2種許可地域および第3種許可地域では、非自家用野立広告物の相互間距離に関する基準が定められています。

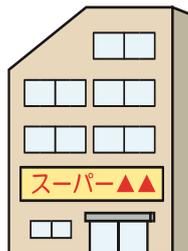
<ul style="list-style-type: none"> <li>JR琵琶湖線からの距離が100m以上500m以内の範囲</li> <li>国道1号線および大津能登川長浜線からの距離が30m以上500m以内の範囲</li> </ul>	100m以上離す
---	----------



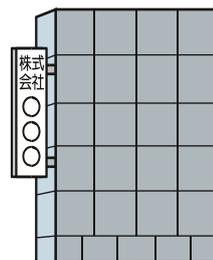
〈野立広告板〉



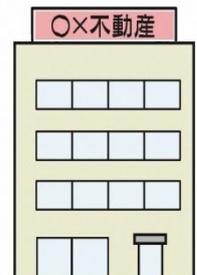
〈野立広告塔〉



〈壁面広告物〉



〈突出広告物〉



〈屋上広告物〉

## ■案内図板の許可基準

地域	禁止地域1	禁止地域2	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	モデル地区	本陣地区
色彩	原則として、地色は黒及び高彩度色を使用しない (鮮やかな色を使う場合は、強調する部分に用いてください。)					「モデル地区の色彩基準」参照	「本陣地区の色彩基準」参照 (※1)
面積	3㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は1面あたり5㎡以下)	5㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は1面あたり8㎡以下)		基準なし	基準なし  ただし、第3種許可地域のうち第1種許可地域と重複する地域では、第1種許可地域と同じ基準を適用する	3㎡以下 (2者以上で共同表示する場合は1面あたり5㎡以下)	3㎡以下
高さ	4.5m以下					4.5m以下	4.5m以下
同一広告主の広告物に関する相互間距離	500m以上離す		100m以上離す		500m以上	500m以上	

※1：支柱、枠、板面の裏側の色彩は、建築物の色彩と同系色とするなど、景観と調和する色彩としてください。また、動画を表示するもの、点滅や回転するもの（警告用は除く）は設置できません。

## ■モデル地区の色彩基準

### 下地の彩度の規制

表示面の下地の色について、全ての広告物に対し、次のように彩度の規制があります。

表1

色相	彩度
0.1YR～10Y	彩度10を超えない
0.1GY～10R	彩度8を超えない

### 下地以外における彩度の規制

表示面の下地以外において、次に示す色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできません。

表2

色相	彩度
R系	彩度6以上
R系以外	彩度8以上

## ■本陣地区の色彩基準

### 下地の彩度の規制

表示面の下地の色について、全ての広告物に対し、次のように彩度と明度の規制があります。

表3

色相	彩度および明度
0.1YR～10Y	彩度6以下
0.1GY～10R	彩度6以下
すべて	明度3以上9未満

### 下地以外における彩度の規制

表示面の下地以外において、次に示す色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできません。

表4

色相	彩度
R系	彩度6を超えるもの
R系以外	彩度6を超えるもの
すべて	明度3未満、9以上

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

※漆喰、べんがら等の自然素材を使用する場合は、この限りではありません。

## ■ 電柱広告物の基準

広告物の種類	基準
巻付広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下端の高さは地上 1.2 m 以上で、長さは 1.8 m 以下であること。</li> <li>・禁止地域 1、禁止地域 2、モデル地区、本陣地区においては案内図板であること。</li> </ul>
袖付広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下端の高さは歩道上にあつては地上から 2.7 m 以上、車道上にあつては地上から 4.7 m 以上で、長さは 1.5 m 以下、突き出し幅は 0.9 m 以下であること。</li> <li>・表示面積は 1.2 m<sup>2</sup> 以下であること。</li> <li>・原則として歩道または民地側へ向けて設置するものであること。</li> <li>・禁止地域 1、禁止地域 2、モデル地区、本陣地区においては案内図板であること。</li> </ul>

## 6 屋外広告物設置の手続き

許可申請が必要な場合は、下記のような手順で申請してください。

### ① 計画段階

#### 屋外広告物の設置計画

屋外広告物の設置場所が該当する地域・地区を確認し、該当地域の基準に適合する計画をたててください。

#### 事前協議

- ・屋外広告物の計画内容が基準に適合しているか、その他許可申請手続き等について事前に相談してください。
- ・その他関係法令に基づく許可等が必要な場合は、屋外広告物設置許可申請書を提出するまでに、原則として必要な手続きを完了してください。

### ② 審査段階

#### 許可申請書の提出・受付



#### 審査

- ・基準に適合しているか、審査を行います。
- ・受付後、10日以内に審査を行います。

適合 ↓ 不適合 ↓ 修正 ↑

助言・指導

審査手数料の納付・許可書の発行

### ③ 工事段階

#### 工事の着工

許可を受けてから着工してください。

#### 屋外広告物への許可証の貼付

工事終了後、許可証票または許可印を貼付けてください。

※改装・改造する場合は変更許可申請を受けてください

#### 完了届の提出

工事完了後、完了届を提出してください。

適正な管理を行いましょ

許可期間終了

### ④ 引き続き掲出する場合

#### 継続許可申請



審査手数料の納付・許可書の発行

### ⑤ 掲出しない場合

#### 除却



#### 除却届の提出

除却後、速やかに提出してください。

## 安全点検について

屋外広告物は、長期間風雨にさらされるため、外見だけではわからない劣化や腐食が生じている可能性があります。許可更新時に行う安全点検の際は、目視だけでなく、接合部や看板内部の詳細にわたる調査を行うようにしてください。なお、広告板・広告塔・アーチ広告物・広告幕が含まれる場合の継続許可申請には、安全点検調書の提出が必要です。

## 日常的な点検について

屋外広告物は、定期的に適正な点検を行うことで、落下や破損による突発的な事故を防ぐことができます。事故を防止するためにも、また、看板を安全に長く使用するためにも、日ごろから点検を行い、安全管理に努めましょう。

## ■ 看板所有者の日常点検チェックシート（例）

番号	チェック項目	チェック
1	主要部材にサビや腐食はありませんか	<input type="checkbox"/>
2	支柱の根元にサビや腐食はありませんか	<input type="checkbox"/>
3	看板は壁面から垂直につけていますか	<input type="checkbox"/>
4	アクリル板にひびが入っていませんか	<input type="checkbox"/>
5	アクリル板が外れそうではありませんか	<input type="checkbox"/>
6	パネル（表示面）ががたついていませんか	<input type="checkbox"/>
7	照明の不点灯などはありますか	<input type="checkbox"/>
8	照明器具は外れかけたり、傾いていませんか	<input type="checkbox"/>
9	看板の部材が欠落していませんか	<input type="checkbox"/>
10	看板の基礎にひび割れはありませんか	<input type="checkbox"/>

- ・万が一事故が発生した場合、管理責任や賠償責任を問われる可能性があります。
- ・点検には費用がかかりますが、日ごろから定期的に点検を行い、早めの処置を行うことで、大規模修繕等による多額の費用を抑えることができます。

## 8 その他

### 管理義務・除却義務

屋外広告物の設置後も、設置者もしくは管理者は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

また、広告物の許可期間が満了したとき（引き続き許可を受けない場合）、許可が取り消されたとき、またはその広告物が必要でなくなったときは、その日から10日以内に広告物を除却するとともに、市長に除却届を提出する必要があります。

### 違反広告物の取り扱い

条例に違反している広告物があるときは、設置者もしくは管理者に対し、必要な措置を講じるよう命令する場合があります。

許可申請に虚偽の記載があったとき等は、許可を取り消す場合があります。

期限経過後も措置命令に従わないときは、氏名等を公表する場合があります。

### 罰則

屋外広告物条例に違反した場合には、次のような罰則があります。

違反広告物に対する市長の命令に違反した者	50万円以下の罰金
無許可で広告物を表示し、または掲出物件を設置した者	30万円以下の罰金
許可された広告物を無断で改装または改造した者	
立入検査を拒んだり、虚偽の答弁等をした者	20万円以下の罰金

### 管理者

許可を受ける広告物または掲出物件には、管理者を定める必要があります。

また、建築基準法に基づく確認を受けた広告物等（高さが4mを超えるもの）を表示・設置する場合は、次のいずれかに該当する方を管理者として選任しなければなりません。

必要資格等：登録試験機関の試験合格者（屋外広告士試験）、地方公共団体が実施する講習会の課程を修了した者（屋外広告物講習会）、広告美術仕上げにかかる職業訓練指導員免許所持者または技能検定合格者・職業訓練修了者

### 屋外広告業の登録

草津市内で屋外広告業（※1）を営む場合、事前に滋賀県屋外広告物条例に基づき屋外広告業の登録を受けることが必要です。

※1：広告主から広告物の表示または掲出物件の設置を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいいます。

屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、実際に屋外広告物等の表示や設置を請け負わない広告代理業等は、屋外広告業に該当しません。

草津市役所 都市計画課 景観係

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

電話：077-561-6507 FAX：077-561-2486